

浜岡原子力発電所 4号機 タービン建屋における放射性物質を含まない
潤滑油の漏えいについて

2010年11月9日

発生場所	4号機（定期検査中） タービン建屋2階（放射線管理区域外）
発生年月日	2010年11月8日
発生時の状況	<p>当社は、2010年11月8日午後3時頃、協力会社社員より、第12回定期検査中の4号機において、タービン建屋2階（放射線管理区域外）の天井付近から油が1分間に1滴程度、床面に20cm×30cm程度の範囲で滴下しているとの連絡を受けました。</p> <p>その後、漏えい箇所を調査したところ、その上階であるタービン建屋3階（放射線管理区域内）で、主発電機の点検作業において取り外した軸受機器を移動させた際、機器内の潤滑油の残油が3階床面に約200cc漏れ、その一部がタービン・発電機の基礎とタービン建屋のわずかな隙間※を伝って、3階から2階へ滴下したことがわかりました。</p> <p>漏れた潤滑油には、放射性物質は含まれていませんでした。また、3階と2階に漏れた潤滑油の拭き取りを行いました。</p>
原因・対応	<p>床面の隙間には、ゴム製のカバーを取り付けており、その取り付け部から潤滑油が漏れて2階に滴下していました。</p> <p>そのため、ゴム製のカバーを再度締め付け直すとともに、取り付け部にシール材を塗布します。</p> <p>また、機器の残油処理を十分に行うとともに、当該付近で点検作業を行う場合は、隙間を養生した上で、作業を行うこととします。</p>
放射能の影響	本事象は、放射性物質の漏えいに関わる事象ではありません。
お知らせ基準	運転情報「表 2-20 その他の事象であって、公表が望ましいと判断したもの」に該当します。

※ タービン・発電機の基礎とタービン建屋のわずかな隙間とは、運転中におけるタービン・発電機の振動によるタービン・発電機の基礎とタービン建屋の干渉を防止するために設けています。

以上